

北本市多世代同居・近居住宅取得補助金 Q&A

Q 1 「親世帯」とは？

A 1 子の親（義理の親、養親、継親含む）又は祖父母の世帯となります。

Q 2 「子世帯」とは？

A 2 次のいずれかに該当する世帯

- ① 申請日において、夫婦いずれかが40歳未満の世帯
- ② 申請日において、同一世帯に中学生以下の子（出生予定の子含む）のいる世帯

Q 3 「同居」とは何ですか？

A 3 親世帯と子世帯が市内の同一の住宅に居住すること。

Q 4 「近居」とは何ですか？

A 4 親世帯と子世帯が市内の別の住宅に居住すること。

Q 5 補助の「対象となる人」は？

A 5 同居又は近居のために住宅を取得した親世帯又は子世帯で、次のすべてに該当する方

- ① 転入の前日に引き続き、1年以上市外に居住していた方
- ② 市税等に滞納がない方
- ③ 過去にこの補助金を受けていない方

Q 6 対象となる「住宅の種類」は？

A 6 一戸建ての住宅、併用住宅、区分所有のマンション、長屋で、新築、中古いずれも対象となります。

Q 7 補助の「対象となる住宅」は？

A 7 市内にある住宅で、次のいずれにも該当する住宅

- ① 申請日において、1年以内に取得した住宅
- ② 建築確認を受けている住宅

Q 8 「申請の時期」はいつですか？

A 8 住宅の取得の日から1年以内であれば申請することができます。

毎年度、4月から翌年2月末までの間に必要書類を添えて申請してください。

Q 9 「その他の条件等」はありますか？

A 9 ① 昭和56年5月以前に着工された住宅は、耐震性の向上に努める必要があります。

②市のホームページや広報誌で事例を紹介される場合がありますので、了承いただきます。

Q 10 「補助金額」はいくらになりますか？

A 10 補助金額は最大50万円で、次のとおりとなります。

① 新築住宅 30万円

② 中古住宅 20万円

③ 加算額 ・ 市内事業者が施工した新築戸建て住宅 10万円
・ 中学生以下の子のいる世帯 10万円

※ 補助金（加算金含む）の上限額は、住宅取得費（消費税除く）の10分の1となります。

※ 併用住宅の場合は、住宅部分の面積で案分し算出します。

Q 11 子世帯が現に北本市に住んでいて、親世帯が市内に住宅を取得し、同居や近居をする場合も補助の対象になりますか？

A 11 親世帯も補助の対象となります。